



県 章

# 滋賀県公報

平成 31 年 (2019 年)  
2 月 22 日  
第 4528 号  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次

### ○ 告 示

通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨 (森林保全課) .....	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨 (森林保全課) .....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) .....	2
道路区域の変更 (道路課) .....	2
道路の供用開始 (道路課) .....	3
土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) .....	3
土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) .....	4

### ○ 公 告

国土調査の成果の認証公告 (県民活動生活課) .....	5
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課) .....	6
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告 (中小企業支援課) .....	6
随意契約の相手方決定の公告 (警察本部会計課) .....	7

### ○ 環 境 事 務 所 告 示

土壌汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除 (甲賀) .....	8
---	---

## 告 示

### 滋賀県告示第87号

平成30年滋賀県告示第534号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年 2月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市信楽町小川字瀧ノ谷 1748から1750まで、1780、1782、1783、1792、1795、1801、1802
- 2 通知の内容の要旨 平成30年滋賀県告示第534号のとおり

### 滋賀県告示第88号

平成30年農林水産省告示第2694号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年 2月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市木之本町黒田字東山 2620、字穴師谷2649-1、2652、字阿ちら山2654
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第2694号のとおり

**滋賀県告示第89号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
つばさ薬局野洲店	野洲市久野部194番3	薬局	菱 田 美 織	平成31. 1. 1
スギ薬局栗東ひがし店	栗東市出庭523番地1	薬局	税 所 孝一郎	平成31. 2. 1
阪神調剤薬局滋賀甲南店	甲賀市甲南町葛木957番3	薬局	千 田 佳 彦	平成31. 2. 1
訪問看護ステーション輝ーひかりー	愛知郡愛荘町長野2124番地3	訪問看護	—	平成31. 2. 1

**滋賀県告示第90号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成31年2月22日から平成31年3月8日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域					
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考	
県道	野洲停車場線	野洲市小篠原字上池田1269番2地先から 野洲市小篠原字高乙1268番3地先まで	変更後	最小 5.7m } 最大 23.7m	60.5m	市道移管に伴う道路区域の変更	
		野洲市小篠原字上池田1269番2地先から 野洲市小篠原字高乙1268番2地先まで		最小 16.0m } 最大 19.1m			67.1m
		野洲市小篠原字上池田1269番2地先から 野洲市小篠原字高乙1268番2地先まで	変更前	最小 16.0m } 最大 19.1m	67.1m		
		長浜市余呉町下余呉字江土1797番地先から 長浜市余呉町下余呉字江土1657番1地先まで		変更後			最小 6.3m } 最大 15.5m
		長浜市余呉町下余呉字江土1657番1地先まで	最小 2.4m } 最大 15.5m				
					最小		

			変更前	6.3m } 最大 10.7m	154.0m	
小浜朽木高島線	高島市朽木麻生字足谷1640番2地先から 高島市朽木麻生字筒淵1605番34地先まで		変更後	最小 4.4m } 最大 10.1m	587.9m	道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 3.7m } 最大 7.1m	612.4m	

-----  
**滋賀県告示第91号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成31年2月22日から平成31年3月8日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
野洲停車場線	野洲市小篠原字上池田1269番2地先から 野洲市小篠原字高乙1268番3地先まで	平成31. 2. 22	L = 60.5m
西浅井余呉線	長浜市余呉町下余呉字江土1797番地先から 長浜市余呉町下余呉字江土1657番1地先まで	平成31. 2. 22	L = 154.0m
小浜朽木高島線	高島市朽木麻生字足谷1640番2地先から 高島市朽木麻生字筒淵1605番34地先まで	平成31. 2. 22	L = 587.9m

-----  
**滋賀県告示第92号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田村川支流 1364061	甲賀市土山町黒川	次の図のとおり	土石流
中村川 2364061	甲賀市土山町黒川	次の図のとおり	土石流
山中川支流 2364060	甲賀市土山町山中	次の図のとおり	土石流
山中川支流 3364060	甲賀市土山町山中	次の図のとおり	土石流
笹路川支流 1364062	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	土石流
田村川支流 1364063	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	土石流
吉川支流 1364064	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	土石流
女原谷川支流 1364065	甲賀市土山町平子	次の図のとおり	土石流
女原谷川支流 1364066	甲賀市土山町平子	次の図のとおり	土石流
雨ヶ谷 3364061	甲賀市土山町平子	次の図のとおり	土石流
日ノ谷 2364062	甲賀市土山町瀬ノ音	次の図のとおり	土石流

稲川支流 1364060	甲賀市土山町大野	次の図のとおり	土石流
大河原(3) II-3417	甲賀市土山町大河原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大河原(4) II-3418	甲賀市土山町大河原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鮎河(9) II-3407	甲賀市土山町鮎河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鮎河(10) II-3408	甲賀市土山町鮎河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鮎河(11) II-3409	甲賀市土山町鮎河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鮎河(12) II-3410	甲賀市土山町鮎河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒滝(4) II-3406	甲賀市土山町黒滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川(8) I-3348	甲賀市土山町黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猪鼻(4) II-3399	甲賀市土山町猪鼻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山女原(2) II-3400	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山女原(3) II-3401	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山女原(4) II-3402	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山女原(5) II-3403	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山女原(6) II-3404	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山女原(7) II-3405	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南土山(1) III-3716	甲賀市土山町南土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南土山(2) I-3738	甲賀市土山町南土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南土山(5) III-3315	甲賀市土山町南土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北土山(2) III-3714	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北土山(3) II-3784	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北土山(6) II-3411	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北土山(7) I-3349	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北土山(8) I-3350	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北土山(9) II-3412	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北土山(10) II-3413	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北土山(11) II-3414	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬ノ音(2) I-3049	甲賀市土山町瀬ノ音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬ノ音(1) I-3048	甲賀市土山町瀬ノ音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
瀬ノ音(4) II-3415	甲賀市土山町瀬ノ音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青土(6) II-3416	甲賀市土山町青土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野上野(2) I-3347	甲賀市土山町野上野・前野・頓宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野上野(3) II-3397	甲賀市土山町野上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大澤 II-3398	甲賀市土山町大澤	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野(1) II-3394	甲賀市土山町大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野(2) II-3395	甲賀市土山町大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野(3) II-3396	甲賀市土山町大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大澤 3009	甲賀市土山町大澤	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県甲賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
-------	--------	-------	---------------------	----------

中村川 2364061	甲賀市土山町黒川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
笹路川支流 1364062	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
吉川支流 1364064	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大河原(3) II-3417	甲賀市土山町大河原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大河原(4) II-3418	甲賀市土山町大河原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎河(9) II-3407	甲賀市土山町鮎河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎河(10) II-3408	甲賀市土山町鮎河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎河(11) II-3409	甲賀市土山町鮎河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎河(12) II-3410	甲賀市土山町鮎河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒滝(4) II-3406	甲賀市土山町黒滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山女原(2) II-3400	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山女原(3) II-3401	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山女原(7) II-3405	甲賀市土山町山女原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北土山(2) III-3714	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北土山(3) II-3784	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北土山(7) I-3349	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北土山(8) I-3350	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北土山(9) II-3412	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北土山(10) II-3413	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北土山(11) II-3414	甲賀市土山町北土山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬ノ音(1) I-3048	甲賀市土山町瀬ノ音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬ノ音(4) II-3415	甲賀市土山町瀬ノ音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野上野(2) I-3347	甲賀市土山町野上野・ 前野・頓宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野上野(3) II-3397	甲賀市土山町野上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大澤 II-3398	甲賀市土山町大澤	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野(1) II-3394	甲賀市土山町大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野(2) II-3395	甲賀市土山町大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大野(3) II-3396	甲賀市土山町大野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県甲賀土木事務所および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 国土調査の成果の認証公告

長浜市西浅井町八田部の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成29年10月から平成30年11月まで
- 3 成果の名称 長浜市西浅井町八田部の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市西浅井町八田部の一部
- 5 認証年月日 平成31年2月14日

### 国土調査の成果の認証公告

長浜市大浜町および南浜町の各一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成27年11月から平成30年10月まで
- 3 成果の名称 長浜市大浜町の一部および南浜町の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市大浜町および南浜町の各一部
- 5 認証年月日 平成31年2月14日

#### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)大津びわこ競輪場跡地商業施設 大津市二本松字立原48番1ほか11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 マックスバリュ中部株式会社 愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号 代表取締役 鈴木芳知 ほか未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年11月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 13,025平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 756台
- 7 駐輪場の収容台数 376台
- 8 荷さばき施設の面積 684平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 89.8立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 7時から24時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時30分から翌0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設①、②、④、⑤ 6時から22時まで  
荷さばき施設③ 6時から6時30分まで
- 14 届出年月日 平成31年2月5日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3番1号
  - (2) 縦覧期間 平成31年2月22日から平成31年6月24日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成31年6月24日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 駒井沢ファッションモール 草津市駒井沢町39-1ほか
- 2 意見の概要  
草津市からの意見
  - (1) 施設を利用する車両がN○1出入口から県道栗東志那中線へ右折方向に出庫されようとする、3車線を横断

する必要があることから、当該県道の交通渋滞を誘発することが懸念されるので、N○1出入口を出来る限り東南側へ設置するよう検討されたい。また、県道栗東志那中線からN○1出入口に右折で入庫されようとする、同様に交通渋滞が懸念されるので、駒井沢東交差点を右折し、主要地方道草津守山線からN○2出入口への左折入庫を誘導する案内看板等の設置を検討されたい。

- (2) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理されたい。
- (3) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図られたい。
- (4) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理するか、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則(平成8年草津市規則第27号)第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターへ自己搬入し、または市許可業者に委託し処理すること。
- (5) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散し、流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保されたい。
- (6) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けられたい。
- (7) 事業所から産業廃棄物が排出される場合には、必要に応じて滋賀県へ指示を仰ぎ、適正に処理されたい。

栗東市からの意見

- (1) N○1出入口付近の県道栗東志那中線の琵琶湖向き車線は3車線あることや、県道栗東志那中線が慢性的に交通渋滞していることから、N○1出入口からの右折退出車両が車線をふさぐことによる交通安全や交通渋滞の観点からのトラブルを防ぐため、N○1出入口からの右折退出を行わないよう、積極的に来客者に示すような対策(立て看板や案内看板等による誘導)を行われたい。
- (2) 周辺に存在する栗東市内の住宅団地には、幼児・児童が多数居住しており、住宅地内を来客者が通り抜けることによる交通事故を防止するため、来客者に対して、周辺住宅団地を通り抜けて来店・退店されないよう、来客者に示すような対策(立て看板や案内看板等による誘導)を行われたい。
- (3) 住居地が隣接しているため、荷さばき作業、廃棄物収集作業等については、早朝および夜間に行わず、作業に係る騒音について特段の配慮をされたい。また、公害防止、苦情対応等については自己の責任と負担において、必要な措置を講じられたい。

### 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号

#### (2) 縦覧期間 平成31年2月22日から平成31年3月22日まで

### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成31年2月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 借入物品名および数量 滋賀県警察自動車運転免許証IC化システム 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231 (内線 2263)
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年12月14日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 NECキャピタルソリューション株式会社京都営業所 京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
- 5 随意契約に係る契約金額 43,792,272円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

## 環 境 事 務 所 告 示

## 滋賀県甲賀環境事務所告示第 1 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、平成30年滋賀県甲賀環境事務所告示第 2 号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

平成31年 2 月22日

滋賀県甲賀環境事務所長 明 石 達 郎

- 1 指定を解除する区域の所在地 甲賀市水口町笹が丘 1 番 2 および 1 番 3 の各一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去  
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）